

最上町 1 か月児健診事業について

最上町では、「1 か月児健診」にかかる費用の助成を行っています。1 か月児健診はお子さんの発育や発達を見るための大切な健診です。ぜひ、受けていただきますようお願いいたします。

【助成額】

1 か月児健診を受けられるお子さんとその保護者

【助成額】

5,000 円が上限となります。(1 人 1 回まで)



【助成の流れ】

◇山形県内の医療機関で受診する場合

1 か月児健診票の保護者記入欄に必要事項を記入し、1 か月児健診受診時に窓口へ提出してください。

※助成上限額(5,000 円)を超えた分は、自己負担となります。

◇山形県外の医療機関で受診する場合

- ①1 か月児健診票の保護者記入欄に必要事項を記入し健診受診時に持参する。
- ②受診した医療機関等で医師記入欄に記入してもらう。
- ③窓口で1 か月児健診にかかった費用を全額支払う。
- ④受診日から半年以内に健康センターで償還払いの手続きをする。

【償還払いの申請に必要なもの】

- ・1 か月児健康診査票(医療機関等で記入が済んでいるもの)
- ・1 か月児健診を受けた医療機関等が発行した領収書
- ・振込先の預貯金通帳



担 当

最上町健康センター(健康福祉課)健康づくり推進室

電話：0233-43-3117

